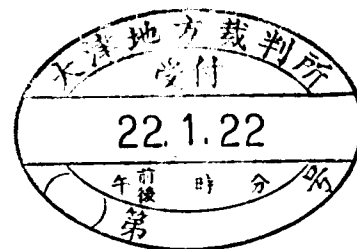


平成21年（行ウ）第16号

原告 宮部龍彦

被告 東近江市



準備書面

平成22年1月22日

大津地方裁判所民事部合議A係 御中

被告指定代理人 西村 貞之 

原告が東近江市情報公開条例（以下「公開条例」という）第6条第1項に基づき、公文書公開請求した「合併前の旧市町の同和地区関係施設（隣保館、教育集会所、人権啓発センター）の名称あるいは位置を定めた例規の、平成14年1月1日現在の全文」の「施設の名称及び位置」（以下「本件情報」という）について、本市は公開条例第7条第1号に該当するため部分公開とし、請求人の原告に通知した。その理由については、平成21年12月15日の第1回口頭弁論で述べたところであるが、それに加えて次のとおり主張するものである

- 1 原告の請求は平成14年1月1日現在の同和地区関係施設について、その名称及び位置を定めた例規の公開を求めたもので、当時隣保館や教育集会所が事実上同和地区関係施設として機能していたことは、原告同様に当方も認識しているところである。であるが故に、同和地区に対する市民の差別意識の解消が十分に進んでいない現状においては、本件情報が公開されると、同和地区のお

およその所在地が明らかにされ、特定の地域の居住者あるいは出身者全体が被差別者となり得る同和問題の特性にかんがみると、個人のプライバシーのみならず同和地区居住者・出身者全体のプライバシーに関わり、結婚差別、就職差別等基本的人権が大きく侵されるおそれがある。このことが公開条例第7条第1号に規定されるように、特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人の住所から同和地区在住者若しくは同和地区出身者であると推測でき、個人の権利利益を害するおそれがあることから、当該部分を非公開としたものである。

このため本市では、日常業務においても同和地区や隣保館、教育集会所の場所を尋ねられた場合には、差別につながる質問でないことが明確な場合以外は答えないう、職員間で共通理解を図っており、人権啓発の機会と捉えて正しい同和問題の啓発に努めている。

また、本件情報を公開することは、東近江市個人情報保護条例第5条の「市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。」との規定にそぐわない。更に「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。」と定めた公開条例第3条の主旨にも反することになる。

- 2 次に、原告が平成14年1月1日現在の例規を公開請求している点について、公開条例第7条第1号ただし書きアに規定されている「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、現在何人にも容易に入手できる状態に置かれている情報であり、閲覧者を利害関係人に限っているもの、又は法令に何人もと規定されていても請求の目的等により閲覧が制限され、実質的に何人にも閲覧を認める趣旨でないものは該当しないと考えられる。市の現行条例

はホームページで公開しており、現在何人も容易に入手できる状態に置かれている。これに対し、原告が公開請求した例規等は合併前の旧市町のものであるため、既に失効しており、現在容易に入手できる状態にはない。更に平成14年1月1日現在においては、国による同和対策の特別措置である「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が継続中であり、隣保館や教育集会所においても事実上同和対策事業を継続実施していた経緯がある。このことから本件情報が公開されると、現在でも就職や結婚などの差別事象につながる危険性が排除できないため、閲覧が制限されるべきものである。

よって公開条例第7条第1号のただし書きアには該当しない。

- 3 更に、原告は「同和地区関係施設」と指定した上で、その名称あるいは位置を定めた例規（この場合は条例）について公開請求したものであるが、これら条例は、原告の訴状にあるように地方自治法第244条の2に基づいて、公の施設の設置及びその管理について制定されているものである。また、これら条例には同和問題の解決を目的とする条文は見られるものの、設置場所が同和地区であるとする情報を読み取ることはできず、条例外の情報であり、同和地区関係施設の名称や位置を定めた例規とは言えない。

よって原告は条例外の情報を公開請求していると認められることから本件情報は公開条例第7条第1号のただし書きアには該当しない。

- 4 これらの理由により本件請求は部分公開と判断したものであり、政治的判断に基づくものではない。よって原告の請求を棄却する判決を求める。